

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している次の施設の指定を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種別	施設の名称	所在地	取消年月日
老人ホーム	軽費老人ホームいこの園	広島市西区己斐上五丁目九三〇番一号	平成二五年九月二七日
老人ホーム	特別養護老人ホーム第二いこの園	広島市西区己斐上五丁目八四七番一号	平成二五年九月二七日